

「久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱」の改正について

1 協議事項

- ・協議会で協議する事項に「障害福祉サービス事業等に対する運営評価に関すること」を追加する。

	改正前	改正後
第2条	<p>協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。</p> <p>(2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。</p> <p><u>(3)</u> その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。</p> <p>(2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。</p> <p><u>(3) 障害福祉サービス事業等に対する運営評価に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。</p> <p>2 (略)</p>

2 字句の修正

	改正前	改正後
第9条	<p>第9条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。<u>この場合において、第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u>ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。</p>
第10条	<p>協議会及び<u>専門部会</u>（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、協議</p>	<p>協議会及び<u>部会</u>（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、協議会等において知</p>

	<p>会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。</p>	<p>り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。</p>
--	--	---

久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱（改正後全文）

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、久留米市障害者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。
- (2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対する運営評価に関すること。
- (4) その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。

2 協議会は、障害者総合支援法第88条第8項に基づき、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

（委員）

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、障害者等の福祉に関する関係団体等に属する者から市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が前条の関係団体等に属さなくなったときは、その任が解かれるものとする。
- 3 委員は再任できるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条 削除

(部会)

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について検討する。

3 部会の委員は、関係機関等に属する者及び市民から選出された者(以下「公募者」という。)を市長が委嘱する。

4 部会の委員の任期は、2年以内で部会の目的を達するに必要な期間とする。

5 部会に部会長及び副部会長を置く。

6 部会長は、会務を総括し、部会での検討結果を協議会に報告する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。

(守秘義務)

第10条 協議会及び部会(以下「協議会等」という。)の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報保護に万全を期すものとし、協議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。

(事務)

第11条 協議会等の事務は、久留米市及び基幹相談支援センター運營業務受託事業者において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会等の委員等の任期は、第4条第1項、第8条第6項及び第9条第7項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(専門部会に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の久留米市障害者自立支援協議会設置要綱(以下「旧要綱」と

いう。)第9条第1項の規定により設置している専門部会は、この要綱による改正後の久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱(以下「新要綱」という。)第9条第1項の規定により設置された部会とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条3項の規定により専門部会の委員として委嘱されているものは、新要綱第9条第3項の規定により前項の部会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。